

# 食品安全委員会第711回会合議事録

1. 日時 平成30年9月11日（火） 14：00～14：35

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等 1品目

Morph ΔE8 BP17 4c株を利用して生産されたフィターゼ

(農林水産省からの説明)

・特定保健用食品 1品目

ヴァームスマートフィットウォーター

(消費者庁からの説明)

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

・「インピルフルキサム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・動物用医薬品「セファピリン」に係る食品健康影響評価について

(4) その他

## 4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山本委員、川西委員、吉田（緑）委員、香西委員、堀口委員、  
吉田（充）委員

(説明者)

農林水産省 古川畜水産安全管理課課長補佐

消費者庁 赤崎食品表示企画課長

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、矢田総務課長、中山評価第一課長、  
吉岡評価第二課長、箆島情報・勸告広報課長、池田評価情報分析官、  
渡辺リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

## 5. 配付資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 Morph Δ E8 BP17 4c株を利用して生産されたフィターゼに係る食品健康影響評価について
- 資料 1 - 3 「ヴァームスマートフィットウォーター」に係る食品健康影響評価について
- 資料 2 農薬専門調査会における審議結果について<インピルフルキサム>
- 資料 3 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<セファピリン>

## 6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第711回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

農林水産省から古川畜水産安全管理課課長補佐、消費者庁から赤崎食品表示企画課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第711回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○矢田総務課長 資料の確認をさせていただきます。本日の資料は5点でございます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」、資料 1 - 2 が「Morph Δ E8 BP17 4c株を利用して生産されたフィターゼに係る食品健康影響評価について」、資料 1 - 3 が「『ヴァームスマートフィットウォーター』に係る食品健康影響評価について」、資料 2 が「農薬専門調査会における審議結果について」、資料 3 が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、以上でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○矢田総務課長 事務局におきまして、平成30年7月2日の委員会資料の確認書を確認いたしましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、農林水産大臣から9月4日付で遺伝子組換え食品等1品目、内閣総理大臣から8月31日付で特定保健用食品1品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、まず、遺伝子組換え食品等1品目について、農林水産省の古川畜水産安全管理課課長補佐から説明をお願いいたします。

○古川畜水産安全管理課課長補佐 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課の飼料安全基準班を担当しています古川と申します。本来ですと、課長の石川が参って御説明するところですが、本日は別件の対応がございましたことから、私の方から御説明をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

御説明をさせていただきます資料につきましては、1-2を用いて御説明いたします。

今回、当省から食品健康影響評価をお願いいたしますのは、Morph Δ E8 BP17 4c株を利用して生産されたフィターゼでございます。本品目は、生産性の向上を目的として、*Trichoderma reesei* RL-P37株を宿主とし、*Buttiauxella* P1-29株由来のBP-17フィターゼ遺伝子が導入された生産菌 *T. reesei* Morph Δ E8 BP17 4c株によって産出されるフィターゼでございます。

本品目は、既存のフィターゼと同様、飼料中に含まれますリンの利用効率を高めるため、豚用や鶏用及びうずら用の飼料に添加を目的として利用されることとなります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

川西委員、どうぞ。

○川西委員 分かる範囲で結構ですけれども、このフィターゼの場合は既存のものとい

ますか、コウジカビなどで作られているものがあるかと思いますが、そのフィターゼとしての性質の違いとか、何か利点というのはあるのでしょうか。

○古川畜水産安全管理課課長補佐 今回のものの利点といいますと、やはり従来のものより、同じ菌の量で生産量が多くつくれるということや、あと、家畜にフィターゼの入った飼料を給与した際に、フィターゼといいますのは酵素の仲間の一つでございますので、おなかの中のpHの環境下においても十分発揮できるという利点がございます。

○川西委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 効率がいいということでよろしい訳ですね。

○古川畜水産安全管理課課長補佐 はい。

○佐藤委員長 他にどなたか御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

古川課長補佐、ありがとうございます。

続きまして、特定保健用食品1品目について、消費者庁の赤崎食品表示企画課長から説明をお願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 消費者庁でございます。お手元の資料1-3「『ヴァームスマートフィットウォーター』に係る食品健康影響評価について」に基づきまして、簡潔に御説明させていただきます。

まず、「1 経緯」のところになります。この商品は、今年1月9日付で、アラニン、アルギニン及びフェニルアラニンを関与成分とする特保食品として表示許可申請がなされております。現在、消費者委員会の新開発食品調査部会新開発食品評価第一調査会において審議が行われていますが、この流れの中で、今回、食品安全基本法等に基づきまして食品健康影響評価を依頼するというものです。

今回評価依頼いたします製品の概要につきましては、2のところになります。商品名はヴァームスマートフィットウォーターで、食品の種類は清涼飲料水になります。特保の関与成分は、アラニン、アルギニン、フェニルアラニン、これがそれぞれ1対1対2の重量比で入っているもので、それぞれ375 mg、375 mg、750 mgとなっています。この商品自体は1本500 mLの清涼飲料水です。特定の保健の用途につきましては、そこにございますように、「身体活動による脂肪の分解と燃焼する力をより高めるので、脂肪の代謝を上げ、体脂肪を減らすことをさらに助ける。体脂肪が気になる方に適する」というものです。

関与成分は、先ほど述べたとおりでございます。

作用機序でございます。（３）にありますとおり、運動時の関与成分の摂取により、血中グルカゴン濃度が上昇することが確認されています。この血中グルカゴン濃度の上昇に伴い脂肪分解酵素の活性化が促され、脂肪の分解が促進されることが示唆されているという説明となっております。

有効性でございます。（４）にありますように、BMIが25以上30未満の被験者200名を対象にプラセボ対照ランダム化二重盲検並行群間比較試験を実施しております。被験食品とプラセボをそれぞれ1日1本、12週間飲用させ、かつ毎日1,000歩、歩数が従前より増加するよう啓発を行い、それを行っていただいた方を被験者とし、有効解析対象者194名のデータ解析の結果、摂取12週目で主評価項目である腹部皮下脂肪面積及び腹部全脂肪面積の有意な減少が認められたという内容となっております。

「3 今後の予定」のところにありますが、食品安全委員会におきまして食品健康影響評価を行っていただいた後に、改めて消費者委員会の新開発食品調査部会で審議する予定となっております。

以上につきまして、御審議をどうかよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見あるいは御質問がございましたら、お願いいたします。

香西委員、どうぞ。

○香西委員 飲み方なのですけれども、1日1本で12週間の飲用と、1日1,000歩程度の歩数と。これは一度にこの500 mLを飲むということで効果があるのか、それとも分散というか少量ずつ何回かに分けてもいいのかということと、1,000歩程度の運動につきましても、まとめてする必要があるのか、少しずつでもいいのかということ。実際にグルカゴン濃度が上がるということは、運動時に何らかの代謝が活発になって、それに対してアラニン、アルギニン、フェニルアラニンの3種類のアミノ酸が何か影響を及ぼしてグルカゴン濃度が上がるのか、直接的にこの3種類のアミノ酸を摂取することがグルカゴン濃度を上げるのかとか、少し分からない部分ですので、教えてください。

○赤崎食品表示企画課長 分かる範囲で御説明をさせていただきます。

まず、これは1日摂取目安量1本500 mLの飲み方です。一度にまとめて全量飲むのか、分散させて飲むのか明らかではありませんが、一般に500 mLというのはペットボトル1本分のもので、通常の飲料形態だと、あえて必ず分けて飲むのではなく、一度に飲んでいいるのではないかと考えております。

あと、1日1,000歩程度の歩数の増加についてです。これも従前に比べて増加ということで、プラス1,000歩ということになりますが、基本的には身体活動に伴う脂肪の分解・燃焼に着目した商品となっていますので、1日1,000歩程度の歩数増加を含めて、1日の活動していただいた後に飲むというのが基本コンセプトで、詳細はデータとして書かれておりますが、そういう形での調査がなされております。

作用機序にも関連しますが、お手元の資料にも出ておりますように、運動時の関与成分の摂取ということで、今述べましたように、1日1,000歩というのはプラスアルファですから、従前5,000歩歩いている方は6,000歩となりますが、基本的には運動時、その直後の関与成分の摂取ということで、グルカゴン濃度が上昇したというのが起点となって作用機序が組み立てられています。なぜこの3つの関与成分から成り立っているのか、合剤の根拠のところにつきましては、この事業者が過去の知見を踏まえて、この3種類の関与成分であれば、ここで保健の用途で目的としているものに最も効率的だという御判断を事業者がした上で、最も効率的に保健の用途につながる3つの成分を1対1対2の割合で組成して商品化することが適当という判断のもとに、この申請が上がってきたと理解しております。

あと、グルカゴン濃度の上昇につきましては、それに伴って血中のグリセロール濃度やケトン濃度が上がるというエビデンスになっております。一般にグリセロール、ケトン体は脂肪の分解・燃焼の評価指標となっております。因果関係、作用機序としてはそういう整理がなされております。なぜこの3つの組成でこの商品をつくったのかという点につきましては、分かる限りでございしますが、先ほど言ったとおりで申請が上がっているというのが実態でございします。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

○香西委員 ちょっと確認したいのですが、有効性の試験の際に、飲ませ方としてまとめて飲ませたのか分散させて飲ませたのかというのは、特にそういう説明はないのですか。

○赤崎食品表示企画課長 そこは確認をしましたが、決めていないということになっておりますので、もしかしたらいろいろな形態があるのかもしれませんが。現状、分かる限りでの御説明は以上になります。

○香西委員 有効性のところで、飲み方によって効き目が違うとすると大事なところかなと思ったものですから。済みません。

○赤崎食品表示企画課長 そうですね。承知いたしました。

○佐藤委員長 有効性は消費者庁の方で御判断なさるので、我々の方は安全性を見るということだと思いますけれども、気になるところではあるかと思えます。

他にどなたか御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件については、新開発食品専門調査会において審議することといたします。

赤崎課長、どうもありがとうございました。

## (2) 農薬専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「農薬専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の吉田緑委員から説明をお願いいたします。

○吉田（緑）委員 それでは、御説明を申し上げます。要約と簡単な説明を申し上げますので、詳細につきましては、事務局よりよろしくお願いいたします。

資料2を御用意ください。農薬評価書（案）インピルフルキサムでございます。今般、初めて評価を行うものでございまして、申請も新規登録の農薬でございます。

7ページをお開きください。7ページに構造式等が書いてあります。殺菌剤で、ミトコンドリア内膜に存在するコハク酸脱水素酵素から電子伝達系を阻害することで殺菌作用を示す農薬でございます。

まず、動物体内における動態でございますけれども、吸収は速やかで、ほぼ9割近く吸収し、排泄も比較的速やかでございます。

体内への分布につきましては、大体いろいろな臓器に分布をいたしますけれども、どこかに長時間蓄積するというものではございません。

排泄は、主に糞中でございます。

今回、稲及びじゃがいもへの適応ということで、それらに関する植物のデータが出てきております。

続きまして、毒性に移ります。毒性につきましては、36ページからでございます。急性毒性試験の結果を表29に記載してありますけれども、これがラットで数百という、50から300あるいは180という数字が得られておりますので、単回投与によつてのカットオフ値である500 mg/kg 体重よりも低い可能性がございますので、急性参照用量を決める必要がある剤と考えます。

また、この評価書の特徴といたしまして、42ページの表39-1、39-2、あるいは44ページの表42につきましては、本剤の血漿中の濃度が丁寧にはかられております。特にイヌに

においては1年間にわたり4回、投与2、4、7、24時間という値で血漿中の濃度がはかられております。これを見ますと、2 mg/kg 体重ではほとんど血中には残らず、6では若干残るものの、24時間以内にはほとんど排泄されるということが分かりまして、毒性が出る量は明らかに血中濃度が上がった量で出てくるということがよく分かる、非常に貴重な資料というように思います。

毒性ですけれども、少し飛びまして59ページの表59を御覧ください。こちらに各毒性試験で認められた主な毒性とその無毒性量が記載されております。認められました主な毒性といたしましては、いろいろな動物種で認められました体重増加抑制とび慢性肝細胞肥大等の肝臓への影響でございます。ほぼ同じような用量から毒性が認められております。これが本剤の毒性のプロファイルの特徴でございます。

57ページをお開きください。食品健康影響評価でございます。下の方のparaでございますけれども、植物体内運命試験におきまして、いろいろな代謝物が出てまいりますけれども、代謝物B、I及びJはラットで検出されていること、また、代謝物E、Fはラットでは検出されていないのですけれども、非常に残留量が低かったことから、農産物、畜産物及び魚介類中の暴露評価対象物質を親化合物であるインピルフルキサムのみと設定いたしました。

まず、長期暴露のADIの設定でございますけれども、58ページに記載がございます。イヌを用いました慢性毒性試験で得られました無毒性量、6 mg/kg 体重/日を安全係数100で除した値、0.06 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)といたしました。

単回投与による影響の一覧につきましては、61ページの表60に記載がございます。こちらにつきましては、急性神経毒性試験で得られました無毒性量、30 mg/kg 体重が最も低い無毒性量でしたので、これを100で除した値、0.3 mg/kg 体重を急性参照用量といたしました。

また、先ほど毒性プロファイルのところでも申し上げ忘れてしまいましたけれども、本剤において発がん性、繁殖に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められませんでした。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続いて、事務局、お願いします。

○中山評価第一課長 それでは、補足をさせていただきたいと思っております。

本剤でありますけれども、4ページを御覧いただきますと審議の経緯がございまして、本年6月、厚生労働大臣から残留基準設定に係る食品健康影響評価についての要請がありまして、本年8月に農薬専門調査会評価第二部会、さらには幹事会の審議を経て、本日ということでございます。

少し細かい点を補足させていただきますけれども、9ページを御覧ください。ラットの



動物体内運命試験がございます。まず、吸収率のところ、先ほども少し触れていただきましたけれども、下から4行目ほどでございますとおりに、本剤の体内への吸収率につきましては、投与後72時間で少なくとも95.3%であると算出されているところがございます。

さらに、10ページを御覧いただきまして、表2に主要臓器及び組織における残留放射能濃度というものがございます。T<sub>max</sub>付近では、消化管ですとか肝臓及び腎臓に高く認められたということがございますが、その右側の168時間後のところを見ていただきますと分かるとおりに、全ての臓器及び組織で顕著に低下することが分かっているということでもあります。

さらに、11ページから12ページで代謝について、表3がございますけれども、未変化のインピルフルキサムは糞中には少量認められたということですが、尿や胆汁中には排泄されなかったということでもあります。尿とか糞、胆汁中には多くの代謝物が認められたということは、表を御覧いただくと分かるかと思えます。

次に14ページですけれども、表5に投与後168時間の尿及び糞中排泄率が示されております。投与放射能は、いずれの投与群におきましても、投与後72時間、3日までのところに約90%以上は尿及び糞中に排泄されているというデータも出ているということでもあります。

17ページ以降に畜産動物として、まずはヤギですが、その次にニワトリということで、体内運命試験の結果がございます。

19ページの表12にありますとおりに、ヤギでは10%TRRを超える代謝物としては、F、I、Iのグルクロン酸抱合体、Jが認められているということが分かりますし、また、21ページを御覧いただきまして、表14にありますとおりに、ニワトリでは10%TRRを超える代謝物として、F、I、Jの他でいきますと、Iの硫酸抱合体というものも認められることが分かります。

植物体内運命試験については21ページ以降に記載がございますけれども、10%TRRを超える代謝物として、水稲ではということで、22ページ、表15にありますとおりに、B、I、I糖抱合体、あるいは23ページの表16にあるとおりにE、Fがあるとか、さらに、だいた、ばれいしょ、りんごでの検討もされています。

24から26ページの表にあるとおりにですけれども、こういったものをあわせますと、今まで挙げたものの他でいくと、Eの抱合体、Jの抱合体が認められたということが分かると思えます。したがって、代謝物B、E、F、I、Jが10%TRRを超えているということになるかと思えます。

作物等残留試験については、33ページ以降でございますが、インピルフルキサムの最大残留値は温州みかんの果皮で6.08 mg/kgであったというデータです。

先ほどの代謝物、10%TRRを超える種類がありましたけれども、その中の例えば代謝物Eはえだまめの0.18 mg/kgということですが、代謝物Fはいずれの試料でも定量限界未満であったというデータがあったということで、先ほど委員から御指摘があったように、EとFにつきましては低かったということで御説明があったとおりにですが、こういったデー

タに基づいて、EとFは低かったということが言えると思います。

その他のB、I、Jは、先ほども御指摘いただいたとおり、ラットでも検出されているものであるということが言えます。そこで、親化合物のみが暴露評価対象物質として特定されたということでもあります。

毒性試験の結果につきましては、先ほど委員から御説明があったとおりでございます。その結果を踏まえまして、58ページにあるとおり、ADI、ARfDが設定されたというのも、先ほど委員から御説明があったとおりでございます。

以上、本品目について、よろしければ、明日から10月11日までの30日間、国民からの意見・情報の募集の手続に入りたいと考えているということでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

香西委員、どうぞ。

○香西委員 58ページにラットの数値が書いてありますけれども、その後の61ページの表60によりますと、ラットの急性神経毒性試験、雌と雄両方やっているように書いてありますが、雌のことについてしか書いていないように見えるのですが、これは雄と雌共通の現象なのか、雌にだけあらわれているのか。

○吉田（緑）委員 データが前にございますので御覧ください。申し上げます。急性神経毒性試験は評価書37ページの（2）でございます。表31に急性神経毒性試験での結果が一覧表として載っております。先ほど申し上げましたように、テストガイドラインの試験でございますので雌雄各10匹使っております。その結果、雄では何も影響がございませんでした。ただ、先ほど毒性の最初で申し上げましたように、本剤は急性毒性が数百というところでARfDのカットオフ値以下でございますので、雌の方で若干強い影響が出ているというのが本件の結果ですけれども、この試験は1本ですので、そういう結果でございます。

その結果、100で影響が出て、30では出ないということから、先ほどの一覧表では雌のみが記載されているということです。この表は全てこの前に書かれている試験の結果をまとめたものでございます。よろしく申し上げます。

○佐藤委員長 よろしいですか。他にどなたか御質問等がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することといたし

ます。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○吉岡評価第二課長 資料3に基づきまして、御説明をいたします。動物用医薬品セファピリンでございます。

まず、3ページ、審議の経緯を御覧ください。本件は、7月31日の第707回「食品安全委員会」会合で御報告をした後、8月1日から30日までの30日間、国民からの意見・情報の募集を行ったものです。結果といたしましては、意見等はございませんでした。

剤の概要を簡単に御説明いたします。8ページをお願いいたします。7.といたしまして、使用目的、使用状況等が記載されております。セファピリンは、第一世代の半合成セファロsporin系の抗菌剤です。米国等で乳房炎等の治療目的として使用されております。日本では使用されておられません。ポジティブリスト制度の導入に伴う残留基準値が設定されております。

飛びまして、41ページをお願いいたします。結論のところ、食品健康影響評価でございます。3つ目のパラグラフからです。まず、遺伝毒性試験の結果では、多くの*in vitro*試験においていずれも陰性であったこと、マウスを用いた腹腔内投与による*in vivo*の小核試験では、高用量を投与した場合でも陰性であったことなどから、セファピリンには生体にとって特段問題となる遺伝毒性はなく、ADIを設定することは可能と考えております。

次のパラグラフ、各種毒性試験において認められた主な影響は、体重増加抑制等でした。

生殖発生毒性試験においては、母動物に立毛、脱毛等が認められましたが、催奇形性は認められておられません。

発がん性についての試験は実施されていませんが、EMEAの評価結果、亜急性毒性試験において前腫瘍性病変が認められないことなどから、追加の安全係数を加えることによりADIを設定することが可能であると判断しております。

毒性学的ADIにつきましては、各種毒性試験において得られたNOAELのうち、ラットを用いた13週間亜急性毒性試験のNOAEL、22.6 mg/kg 体重/日に慢性毒性試験及び発がん性試験が実施されていないことを考慮した追加の安全係数10を適用し、安全係数1,000で除した0.023 mg/kg 体重/日と設定することが適切であると考えました。

微生物学的ADIにつきましては、次のページに移りますけれども、0.00196 mg/kg 体重

／日と算出され、毒性学的ADIよりも微生物学的ADIの方が小さいことから、結果といたしまして、セファピリンのADIを0.002 mg/kg 体重／日と設定しております。

最後のページでございますが、評価書の文言につきまして、時点更新に伴う修正を行っております。

本件につきまして、差し支えなければ、専門調査会の結論をもって関係機関に通知したいと考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちADIを0.002 mg/kg 体重／日と設定するという事によろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(4) その他
---------

○佐藤委員長 他に議事はありませんか。

○矢田総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週9月18日火曜日14時から開催を予定しております。

また、12日水曜日14時から「器具・容器包装専門調査会」が公開で、13日木曜日14時から「アレルギーを含む食品に関するワーキンググループ」が非公開で、同じく14時から「動物用医薬品専門調査会」が公開で、14日金曜日10時から「肥料・飼料等専門調査会」が公開で、10時半からは非公開で、同じ日の14時から「農薬専門調査会評価第二部会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第711回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。